

平成 30 年度自立支援協議会委員及び専門部会員の任期 1 年延長

《延長の経緯》

（1）専門部会における下命事項の更なる検討

一部委員より「現行の 2 年の委員任期では下命事項について検討が十分でない」「委員自身がやっと会議に慣れてきたのにこれで終了してしまうのはもったいない」等の意見が挙げられた。

そこで、現在の検討事項をより深く検討し、課題に対して具体的な解決策や方向性を示すところまで達成するために、1 年委員任期を延長する方向性に至った。

（2）障害者（児）計画の評価機能付与

「障害者（児）計画（平成 27～29 年度）」の実施年が終了し、平成 30 年度は PDCA サイクルによる「評価」を実施する必要がある。本来、地域福祉推進協議会の障害者部会が計画の評価を行うところだが、平成 30 年度は実態調査や計画策定等がないことを理由に、障害者部会を立ち上げないことにした。

そこで、従来から課題とされていた「自立支援協議会と障害者計画の連携」を実現させるため、自立支援協議会に障害者計画の評価機能を担わせることとする。具体的には、計画に定める事業の実施状況及び目標の達成状況等について評価を行う。

また、「次期障害者（児）計画（平成 30～32 年度）」についても、親会及び専門部会にて進捗状況に対する評価を行うこととする。

計画の評価はこれまで文京区の障害福祉について協議してきた現委員に行ってもらうのが適切であると考え、1 年委員任期を延長する方向性に至った。

※なお、この体制は現時点では 30 年度限りとし、31 年度以降については 30 年度の実施状況を見て検討することとする。

《事務的な流れ》

時期	内容
3 月 30 日	第 4 回親会にて、委員任期延長の了承を得る→委員の意思決定
4 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・委員任期に関する庁内での意思決定を図る（特別決裁） ・委員に対し、延長に関する手続きを行う ※専門部会員に対する確認等については各事務局経由で行う
5 月中旬	委員決定
6 月上旬	平成 30 年度自立支援協議会 親会開催